

新しく創業する方を応援します 地域創業助成金のお知らせ

●支給対象となる事業

地域貢献事業(一例を掲示)を行うために設立された法人または開業した個人が対象となります。

対象となる事業名	具体的な業種の例示
個人・家庭向けサービス	家事や庶務代行サービス、コミュニティバスサービス、理・美容業など
企業・団体向けサービス	人材派遣、情報サービス、レンタル事業など
子育てサービス	ベビーシッター、放課後児童クラブ、学習塾など
高齢者ケアサービス	住宅型介護サービス、在宅介護サービス
医療サービス	在宅医療支援、療術業、健康相談施設など
地域重点分野 (町が指定した分野)	食料品製造業(漬物製造販売、豆腐製造販売など)、 飲食料品小売業(弁当、米販売など)、一般飲食料店(食堂、レストランなど)

●支給対象となる事業主

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業の事業主が対象となります。

(1) 次の①から③の条件を満たす労働者を2人以上雇用している事業主であること。

- ①雇用保険の一般被保険者で65歳未満(雇入れ日現在)の者
- ②法人等の設立日から1年6カ月以内に雇入れられた者
- ③雇入れから3カ月以上経過した者

(2) 法人の設立または個人事業の開業後6カ月以内に事業計画書を提出し、認定を受けた事業主であること。

●支給金額

1. 新規創業支援金

法人等の設立日から6カ月以内に支払った<表1>の該当する対象経費(人件費は除く)の合計額に2分の1を乗じた額が支給されます。ただし、雇用者等の雇入れ状況に応じて上限額が<表2>のとおりとなります。

表1 (該当する対象経費)

該当する対象経費	対象経費の具体的な例示
創業に関する事業計画作成費	経営コンサルタント等の相談経費、法人設立の登記又は開業に関する開廃業等届出書の作成等の代行費用など
職業能力開発経費	事業を円滑に運営するための従業員等に対する教育訓練経費
設備・運営経費	事業所の工事費、設備・備品、事業所借料、広告宣伝費など

表2 (上限額)

		雇用調整方針対象者等の雇入れ	
		ある	ない
創業支援対象労働者のうち、 非自発的離職者の雇入れ人数	3人以上	500万円(300万円)	400万円(200万円)
	2人以下	400万円(200万円)	350万円(150万円)

※()内は雇入れ人数が4人以下の場合の上限額

※非自発的離職者とは、解雇、定年などによる離職者

※雇用調整方針対象者等とは、事業主が不良債権処理に伴い公共職業安定所に届け出た者など

2. 雇入れ奨励金

非自発的離職者	1人につき	30万円	100人分が限度
短時間労働被保険者	1人につき	15万円	



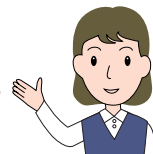
(社)秋田県雇用開発協会 ☎018(863)4805

役場(六郷庁舎)商工観光課 商工班 ☎0187(84)4909

年金に関する届出はどこで行うのですか？

結婚や就職、転職、退職などにより国民年金の加入の仕方が変わることがあり、そのつど届出が必要となります。届出を忘れると、将来受け取る年金額が減額されたり、受けられなくなる場合があります。節目、節目の届出は忘れずに行いましょう。

こんなときは必ず届出を！ 届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。手続きの際は、年金手帳の他に添付書類が必要な場合がありますので、届出先にご確認ください。



第1号被保険者

自営業者、農林水産業者、アルバイト、学生などで60歳未満の方

こんなとき	種別	届出先
20歳になったとき(厚生年金・共済年金の加入者を除く)	第1号	市区町村
会社や役所などに就職したとき	厚生年金に加入したとき	勤務先
	共済組合に加入したとき	勤務先のほか市区町村
	扶養されている配偶者	配偶者の勤務先
氏名・住所が変わったとき	第1号	市区町村
任意加入するとき	第1号	市区町村
海外に転出する人が引き続き国民年金に加入するとき	任意加入被保険者	・国内に協力者がいる→最終住所地の市区町村 ・国内に協力者がいない→※(社)国民年金協会
学生で保険料を納めるのが困難とき	第1号	市区町村
30歳未満で保険料を納めるのが困難なとき	第1号	市区町村
保険料を納めるのが困難なとき	第1号	市区町村
保険料を口座振替で納めたいとき	第1号	銀行・郵便局・信用金庫・農協など
保険料を納めすぎたとき	第1号	社会保険事務所
年金手帳をなくしたとき	第1号	市区町村



第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している会社員・公務員など

会社や役所などを退職したとき	本人	第2号 → 第1号	市区町村
	扶養されている配偶者	第3号 → 第1号	市区町村
会社を退職し配偶者の扶養になるとき(配偶者が第2号被保険者の場合)		第2号 → 第3号	配偶者の勤務先
年金手帳をなくしたとき		第2号	勤務先



第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

20歳になったとき		第3号	配偶者の勤務先
会社や役所などに就職したとき	厚生年金に加入したとき	第3号 → 第2号	勤務先
	共済組合に加入したとき	第3号 → 第2号	勤務先
配偶者が会社を変ったとき		第3号 → 第3号	配偶者の新しい勤務先
配偶者に扶養されるようになったとき(配偶者が第2号被保険者の場合)	第1号 → 第3号		配偶者の勤務先
	第2号 → 第3号		
第3号被保険者の配偶者からはずれたとき(離婚・増収入のとき)		第3号 → 第1号	市区町村
氏名・住所が変わったとき		第3号	配偶者の勤務先
年金手帳をなくしたとき		第3号	社会保険事務所



大曲社会保険事務所 ☎0187(63)2294・2295
 役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線2145)
 ※社団法人 国民年金協会 ☎03(3265)2885 ☎03(3265)2894